

南あわじ市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

平成 30 年 2 月 26 日 審査会決定

次の表に該当する審査請求は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、南あわじ市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

番号	内 容
1	過去に同様の審査請求が提起され、既に審査会の答申がなされており、当該答申を見直すべき新たな事情が認められない場合